

佐世保市移住応援住宅助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外から佐世保市への移住・定住を促進することを目的として、住宅を新築、購入して佐世保市に移住しようとする者、若しくは購入した住宅又は実家を改修して佐世保市に移住しようとする者に対し、予算の範囲内において、佐世保市移住応援住宅助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 長崎県外に1年以上居住し、佐世保市に転入した者をいう。ただし、転勤（会社等の佐世保市内への移転や規模拡大によるものを除く。）や大学等への進学のために転入する者を除く。
- (2) 転入 佐世保市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入の届出をすることをいう。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。ただし、併用住宅の場合、居住用の床面積が延べ床面積の1/2以上とする。
- (4) 着手 新築又は改修の場合は工事着手をいい、購入の場合は、購入契約締結をいう。
- (5) 完了した日 物件の引き渡し日、又は、物件に入居可能となった日、若しくは登記完了日等の最も遅い日をいう。
- (6) 実家 助成金を申請する者若しくはその配偶者（以下「申請者等」という。）の祖父母若しくは父母が所有する住宅又は申請者等が祖父母若しくは父母から相続した住宅で、申請者等が未成年の時期に居住実績がある住宅をいう。
- (7) 改修 建物を増築し、又は部分的に作り直すことをいう。ただし、全部を建替えることを除く
- (8) 新築等 住宅の新築又は購入をいう。
- (9) 新築改修等 住宅の新築又は購入若しくは改修をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の助成対象者は、自ら居住する目的で、佐世保市内において住宅を新築又は購入する者、若しくは佐世保市内の住宅を購入し、かつ改修する者、又は佐世保市内の実家を改修する者で、次の各号に定める基本要件の全てを満たす者とする。

- (1) 第2条第1号の規定による移住者であること。
- (2) 西九州させぼ広域都市圏サポーターに登録していること。ただし、第7条に規定する事前申請時点で既に佐世保市内に転入している者を除く。
- (3) 世帯員に市町村税を滞納している者がいないこと。
- (4) 世帯員に、佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。
- (5) 第11条に規定する交付申請時点でやむを得ないと認められる場合を除き、その属する世帯が町内会に加入していること。
- (6) 職権による定住調査に同意していること。
- (7) 助成金を受けようとする住宅について、本制度に類似した他の公的な補助金等を受給していないこと。
- (8) 住宅の新築改修等の後、5年以上当該住宅に居住すること。
- (9) 住宅を購入する場合、当該住宅の所有者と3親等以内の親族関係にないこと。
- (10) 世帯主又は世帯主の配偶者が、公務員(特別職を含む。以下同じ。)でないこと。(一時的に別世帯の場合も含む。)

2 前項の交付対象者は、助成金の交付に当たっては、移住後に第7条に規定する事前申請を行う場合にあつては、佐世保市へ転入後から6月以内に当該申請を、当該申請後に移住する場合にあつては、新築改修等が完了した日から2月以内までに佐世保市に移住し、転入届を提出しなければならない。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、住宅の新築費用又は住宅の購入費用、若しくは住宅の改修費用とし、居住するために必要と認められる費用とする。ただし、当該費用が10万円(消費税及び地方消費税を含む)に満たない場合は、対象としない。

2 次に掲げる費用は、助成対象経費に算入しない。

- (1) 外構工事等、建築物以外の工事等に係る費用
 - (2) 照明器具等、居住者において設置することができるものに係る費用
 - (3) 登記等に係る費用
 - (4) 助成対象者（世帯員も含む）自らが購入した原材料費等
 - (5) 事務所、店舗等の自己の居住の用に供しない部分に係る費用
 - (6) その他この要綱の目的に沿わないと認められる費用
- 3 住宅を購入後改修する場合、購入費用と改修費用のいずれか一方のみを対象とする。

（施工業者）

第5条 助成金の対象となる住宅新築及び改修に係る施工業者は、次のとおりとする。

- (1) 住宅新築の場合は、佐世保市内に本店、支店若しくは事業所等を有する法人又は佐世保市内に住所を有する個人に限るものとする。
- (2) 住宅改修の場合は、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工するものに限る。

（助成金の額等）

第6条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付する。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 助成金の限度額は、別表1のとおりとする。
- 3 助成金は、同一物件に係る同一の者に対し、1回限り交付する。

（事前申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、佐世保市移住応援住宅助成金事前申請書（様式第1号）に連帯保証人連署のうえ、次に掲げる書類を添えて、新築改修等の着手前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員が、長崎県外に1年以上居住していることを証する書類（移住後に申請をする者にあつては、現住所及び長崎県外に1年以上居住していたことを証する書類）
- (2) 世帯全員が市町村税を滞納していないことを証する書類
- (3) 新築、購入、改修の区分に応じ、次に掲げる書類

イ 新築の場合 新築工事に係る見積書（助成対象となる部分とそれ以外の部分を明確化したもの）及び内容が確認できる図面並びに建築予定場

所の写真

- ロ 購入の場合 住宅購入予定費用が確認できる書類
- ハ 改修の場合 改修工事に係る見積書（助成対象となる部分とそれ以外の部分を明確化したもの）及び改修工事の内容が確認できる図面並びに改修予定場所の写真、実家を改修する場合は、住宅の登記簿謄本及び親子等の関係が分かる書類

（交付内定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、助成金の交付の可否について内定し、佐世保市移住応援住宅助成金交付（不交付）内定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 前条の規定による交付内定通知を受けた者（以下「交付内定者」という。）は、申請した内容に変更があるときは、佐世保市移住応援住宅助成金変更申請書（様式第3号）に変更内容に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、変更内容を審査のうえ、変更の可否について決定し、佐世保市移住応援住宅助成金内定変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（取下げの届出）

第10条 交付内定者は、助成金の事前申請を取り下げようとするときは、佐世保市移住応援住宅助成金事前申請取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該交付内定者に係る交付内定を取り消すものとする。

（交付申請）

第11条 交付内定者は、新築改修等が完了した日から30日（新築改修等の完了後に移住する場合にあっては、2月）以内に、佐世保市移住応援住宅助成金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

なお、新築改修等の完了日前に佐世保市に転入し、新築改修等に係る費用の支払いが完了し、かつ新築改修等の完了後に、当該物件に入居すること及び町内会に加入することを確約した場合も含む。この場合、交付申請書の提出は、転入日若しくは支払完了日のいずれか遅い日から60日以内とし、新

築又は改修の場合は、次の(1)イの「工事完了後の住宅の写真」、新築物件購入の場合は、ロの「登記簿謄本等住宅の前所有者が確認できる書類」の添付は要しないものとする。

(1) 新築、購入、改修の区分に応じ、次に掲げる書類

イ 新築の場合 新築工事に要した経費の内訳が確認できる書類、領収書の写し及び工事完了後の住宅の写真

ロ 購入の場合 売買契約書及び領収書の写し並びに登記簿謄本等住宅の前所有者が確認できる書類

ハ 改修の場合 改修工事に要した経費の内訳が確認できる書類、領収書の写し及び工事施工箇所の写真

(2) 住民票の写し（第7条に規定する事前申請後に移住する者に限る。）

(3) 町内会加入証明書（様式第7号）

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、交付の可否について決定し、佐世保市移住応援住宅助成金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請の内容がこの要綱に定める要件等に適合していないと認める場合において、当該不適合が軽微なものであるときは、当該申請者に対し佐世保市移住応援住宅助成金交付要件等不適合通知書（様式第9号）により、不適合である旨及びその内容を通知し、是正を指導するものとする。この場合において、当該通知を受けた交付内定者は、指導の内容に従い是正を行ったうえで、再度前条の規定による交付申請をしなければならないものとする。

（助成金の請求）

第13条 前条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、佐世保市移住応援住宅助成金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（助成金の返還等）

第14条 市長は、助成金の交付の内定又は決定を受けた者が、助成金の申請に関し偽りその他不正な行為があったときは、交付の内定又は決定の全部又は一部を取消し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返

還を命ずることができるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に従前の「佐世保市住宅新築・購入助成金交付要綱」「佐世保市空き家等改修事業補助金交付要綱」の規定により内定通知を受けている者の助成金の交付決定については、この要綱の例による。
- 3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第6条関係)

区分	限度額
県外から佐世保市の離島半島エリア(宇久町、黒島町、高島町、吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町、浅子町)以外への移住者	200,000円
県外から佐世保市の離島半島エリア(宇久町、黒島町、高島町、吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町、浅子町)以外への移住者で、転入日時点においてその属する世帯に中学生以下の子どもがいるもの	400,000円
県外から佐世保市の離島半島エリア(宇久町、黒島町、高島町、吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町、浅子町)への移住者	400,000円
県外から佐世保市の離島半島エリア(宇久町、黒島町、高島町、吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町、浅子町)への移住者で、転入日時点においてその属する世帯に中学生以下の子どもがいるもの	600,000円